

**(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書**

医療法人嘉誠会
認知症高齢者グループホーム ヴァンサンク ソレイユ

認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医療法人嘉誠会が設置するグループホーム ヴァンサンク ソレイユ（以下「事業所」という。）が行う、指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は、自立した生活が困難になった認知症の状態にある要介護者（以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、介護保険法の主旨に沿って、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が共同生活住居における家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じそれぞれの役割を持って自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の内容

(1)事業所経営法人

法人名	医療法人嘉誠会		
法人所在地	大阪府大阪市東住吉区湯里2丁目5番11号		
代表者職氏名	理事長 山本 嘉治		
電話番号	06-6704-2982	FAX番号	06-6704-2981
設立年月日	平成10年1月1日		

(2)事業所の概要

事業所の名称	グループホーム ヴァンサンク ソレイユ		
事業所の種類	指定認知症対応型共同生活介護		
指定番号等	平成29年3月1日指定 大阪市第2790800292号		
事業所の所在地	大阪府大阪市東住吉区湯里1丁目18番12号		
電話番号	06-6704-3399	FAX番号	06-6704-5577
管理者氏名	小谷 廣造		
開設年月日	平成29年3月1日		
利用定員	18名（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者を含む）		

(3)事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
施設長（管理者）	業務の一元的な管理	1名（兼務）
計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護計画の作成	1名（専従）・1名（兼務）
介護職員	介護業務	14名（専従）

(4)居室・設備の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は全て個室です。ご契約の際に、居室の希望を承った上で、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況を勘案して居室を決定いたします。

設備の種類	数	特色
居室（1人部屋）	18室（各ユニット9室）	介護ベッド・チェスト・洗面台付き
食堂・ホール	2カ所（各ユニット1カ所）	
台所	2カ所（各ユニット1カ所）	ホールと対面式で共同作業が可能です
トイレ	6カ所（各ユニット3カ所）	男女兼用です
浴室・脱衣室	2カ所（各ユニット1カ所）	個人浴槽
相談室	1カ所（2階ユニット1カ所）	

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

重要事項説明書「別紙」のとおり

4. 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、翌月末日までに銀行振り込み又は1階事務所窓口で現金にてお支払いください。

【お振り込み先】	
ゆうちょ銀行	記号 14170
	番号 86081571
	名義 医療法人嘉誠会-YI

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ② 利用者又はその家族は、事業所の整理整頓その他環境衛生を保持するため、事業所への協力をお願いします。
- ③ 利用者は、外出を希望される場合は、所定の手続きにより事業所に届け出てください。
- ④ 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ⑤ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 個人情報の取扱いについて

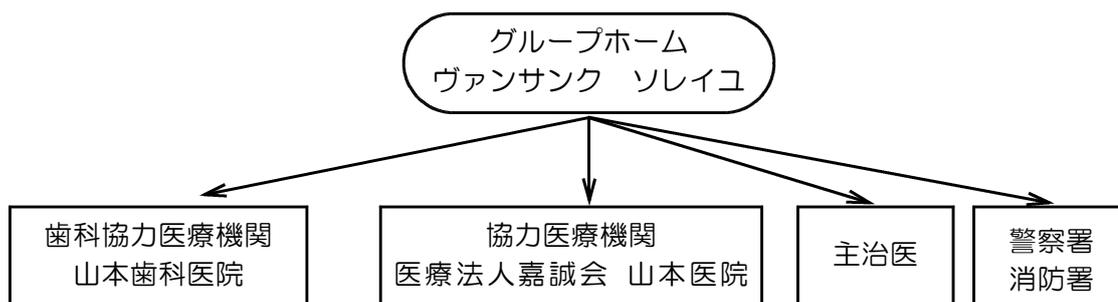
別記『個人情報の取扱いについて』のとおり

9. 退去者に対するサービス提供を確保するための連携・支援体制について

退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等のサービス提供機関や病院と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努めます。

10. 夜間及び緊急時における対応等のための連携・支援体制について

嘉誠会訪問看護ステーションの看護職員（看護師）により24時間連絡体制を確保し、利用者の通常の健康管理及び夜間・緊急時の対応を適切に実施するよう努めます。夜間・緊急時には下記の機関及び利用者の家族へ連絡する等の連携・支援体制のもとで必要な措置を講じます。管理者は、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



11. 身体拘束の禁止

事業所及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、下記のような緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。なお、緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、利用者やその家族に拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等について説明し、文書による同意を得ることとします。

「緊急やむを得ない場合」

- ・ 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しい場合
- ・ 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合
- ・ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

12. 苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により事業所従業者が受け付けます。苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

○苦情解決責任者 ホーム長 小谷 廣造 電話 06-6704-3399
 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:45～17:45

※保険者や下記の公的機関においても苦情申し出ができます。

市町村の相談窓口	所在地	大阪市中央区船場中央3丁目1番7号-331
大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ	電話番号	06-6241-6310
	F A X	06-6241-6608
	ご利用時間	午前9時00分～午後5時30分

公的団体の相談窓口	所在地	大阪市中央区常磐町1丁目3番8号
大阪府国民健康保険 団体連合会	電話番号	06-6949-5418
	F A X	06-6949-5417
	ご利用時間	午前9時00分～午後5時00分

東住吉区の相談窓口	所在地	大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号
東住吉区保健福祉 福祉・介護保険グループ	電話番号	06-4399-9859
	F A X	06-6622-9999
	ご利用時間	午前9時00分～午後5時30分

【大阪市東住吉区以外の窓口】（お住まいの区役所が窓口となります）

北 区 ▶電話 06-6313-9859	東淀川区 ▶電話 06-4809-9859
都 島 区 ▶電話 06-6882-9859	東 成 区 ▶電話 06-6977-9859
福 島 区 ▶電話 06-6464-9859	生 野 区 ▶電話 06-6715-9859
此 花 区 ▶電話 06-6466-9859	旭 区 ▶電話 06-6957-9859
中 央 区 ▶電話 06-6267-9859	城 東 区 ▶電話 06-6930-9859
西 区 ▶電話 06-6532-9859	鶴 見 区 ▶電話 06-6915-9859
港 区 ▶電話 06-6576-9859	阿倍野区 ▶電話 06-6622-9859
大 正 区 ▶電話 06-4394-9859	住之江区 ▶電話 06-6682-9859
天王寺区 ▶電話 06-6774-9859	住 吉 区 ▶電話 06-6694-9859
浪 速 区 ▶電話 06-6647-9859	西淀川区 ▶電話 06-6478-9859
平 野 区 ▶電話 06-4302-9859	淀 川 区 ▶電話 06-6308-9859
西 成 区 ▶電話 06-6659-9859	

【区役所以外の窓口】

おおさか介護サービス相談センター	電話 06-6766-3800
------------------	-----------------

13. 実習の受け入れについて

当事業所では介護福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の利用者の方を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当事業所従業員により指導を行っていきます。なお、実習生も従業員と同様に個人情報の取扱いを適正に行うものとしします。

14. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様としします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 虐待防止について

当事業所は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 ホーム長 小谷 廣造
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待等に対する苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

16. サービス利用にあたっての禁止行為について

当事業所は、入所者又はご家族から職員に対する以下の行為が明らかとなった場合には、利用契約を終了することがあります。

- (1) 当事業所職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 当事業所職員の身体及び財物の損傷、又は損壊する行為。

【禁止行為の具体的な例】(疾病等に起因するものを除く)

暴力又は乱暴な言動

- ・物を投げる、刃物を向ける、服を引っ張る又は引きちぎる、手を払いのける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する など

セクシャルハラスメント

- ・職員の身体を触る、手を握る、腕を引っ張るなどして抱きしめる
- ・女性のヌード写真を見せる など

その他

- ・職員の自宅住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為 など

17. 非常災害対策について

当事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備等の体制に万全を期すとともに、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回(うち1回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設及び地域住民等との連絡方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕事業所の従業員等に対し、災害に対処するための計画の周知徹底を行う。

18. 短期利用認知症対応型共同生活介護について

当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 (介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 (介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

- 4 (介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防支援事業所の担当職員が作成する介護予防サービス・支援計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の入居者の処遇に支障がない場合にあつては、上記1～5にかかわらず、個室において、7日を限度として、定員の合計数を超えて事業所ごとに1名まで、短期利用認知症対応型共同生活介護を提供することができる。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、また(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 大阪府大阪市東住吉区湯里1丁目18番12号
 法人名 医療法人 嘉 誠 会
 施設名 グループホーム ヴァンサンク ソレイユ
 管理者名 ホーム長 小 谷 廣 造 印

重要事項説明者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、また(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____
 (選任した場合)

氏 名 _____ 印

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書別紙

令和 6 年 4 月 1 日現在

● 当事業所が提供するサービスと利用料金

1. 介護保険給付対象サービス及び利用料金

以下のサービスは介護保険のサービス利用に係る自己負担額（一割又は二割）に含まれたサービスです。

① 食事提供及び食事介助	当事業所では、利用者の残存能力に応じた役割を持っていただきながら、職員と共同で調理や配膳等を行っています。 食事時間（朝食：8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：18:00～）
② 入浴又は清拭介助	入浴又は清拭を週2回以上行います。
③ 排せつ介助	利用者の自尊心に特に配慮し、心身の状況に応じた声かけや、必要に応じた排せつ後の後片付けを行います。
④ 移動介助	トイレ・居室への誘導、散歩等の介助を行います。
⑤ 機能訓練	利用者が日常生活を送るのに必要な機能の減退防止のための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供します。
⑥ 健康管理	バイタルチェックならびに健康維持のための相談・助言等を行います。（通院対応は原則家族対応です。）
⑦ 行政手続代行	郵便・証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等の代行を行います。
⑧ その他自立への支援	利用者の趣味又は嗜好に応じたクラブ活動・レクリエーションを実施します。生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員と共同で行い家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。

● サービス利用にかかる基本的な利用料(日額)

〔1割負担〕	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単価:10.72円）	749単位	753単位	788単位	812単位	828単位	845単位
(介護予防)認知症対応型共同生活介護費	803円	808円	845円	871円	888円	906円

〔2割負担〕	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(介護予防)認知症対応型共同生活介護費	1,606円	1,615円	1,690円	1,741円	1,776円	1,812円

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

● サービス利用にかかる基本的な利用料(1ヶ月/30日の場合)

〔1割負担〕	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(介護予防)認知症対応型共同生活介護費	24,088円	24,217円	25,342円	26,114円	26,629円	27,176円

〔2割負担〕	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(介護予防)認知症対応型共同生活介護費	48,176円	48,433円	50,684円	52,228円	53,257円	54,351円

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

● その他の利用料(利用者の個別の状況に応じていただく利用料)

	単位数 (単価:10.72円)	1ヶ月 (30日の場合)	日額又は1回	
			〔1割負担〕	〔2割負担〕
初期加算自己負担額(入所日から30日間)	30単位	965円/月	33円/日	65円/日
認知症専門ケア加算自己負担額 〔認知症高齢者日常生活自立度Ⅲ以上の方への 専門的ケアの提供〕	3単位 又は4単位	97円/月 129円/月	4円/日 5円/日	7円/日 9円/日
若年性認知症利用者受入加算自己負担額 〔65歳未満の方〕	120単位	3,860円/月	129円/日	258円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) 〔介護福祉士資格を占める割合等により加算〕	6単位 又は18単位 又は22単位	193円/月 579円/月 708円/月	7円/日 20円/日 24円/日	13円/日 39円/日 47円/日
医療連携体制加算(Ⅰイ・ロ・ハ)(Ⅱ) 〔事業所の職員又は契約に基づき訪問看護 ステーションの看護師を配置〕	57単位 又は47単位 又は37単位 又は5単位	18,331円/月 15,115円/月 11,899円/月 1,608円/月	62円/日 51円/日 40円/日 6円/日	123円/日 101円/日 80円/日 11円/日
入院時費用自己負担額 〔入院後3ヶ月以内に再入居の受け入れ体制を 整えている場合1月に6日を限度として〕	246単位		264円/回	528円/回
栄養管理体制加算自己負担額 〔管理栄養士が介護職員に栄養ケアに係る 技術的助言指導を行っている場合1月に1回〕	30単位	33円/月	33円/月/回	65円/月/回
口腔衛生管理体制加算自己負担額 〔歯科衛生士が介護職員に口腔ケア技術指 導を行っている場合1月に1回〕	30単位	33円/月	33円/月/回	65円/月/回
口腔・栄養スクリーニング加算自己負担額 〔介護職員が利用中に口腔の健康状態と栄養のス クリーニングを行った場合6月に1回〕	20単位	22円/6月	22円/6月/回	43円/6月/回
科学的介護推進体制加算自己負担額 〔入居者毎心身の状況等に係る基本的な情報を厚 労省に提出し介護計画を見直し介護を適切に提 供する為情報を活用した場合1月に1回〕	40単位	43円/月	43円/月/回	86円/月/回
生活機能向上連携加算(Ⅰ・Ⅱ) 〔リハビリ職員と共同して身体状況等の評 価を行った場合1月に1回〕	100単位 又は200単位	108円/月 215円/月	108円/月/回 215円/月/回	215円/月/回 429円/月/回
退去時相談援助加算自己負担額	400単位		429円/回	858円/日
看取り介護加算 自己負担額	死亡日以前31~45日	72単位	78円/日	155円/日
	死亡日以前4~30日	144単位	155円/日	309円/日
	死亡日前日、前々日	680単位	729円/日	1,458円/日
	死亡日	1,280単位	1,373円/日	2,745円/日
協力医療機関 連携加算	(1)協力医療機関の要件を満たす場合	100単位	1,072円/月	108円/月 215円/月
	(2)上記以外の場合	40単位	429円/月	43円/月 86円/月
退去時情報提供加算	250単位	2,680円/回	268円/月	536円/月
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位	1,608円/月	161円/月	322円/月

	単位数 (単価:10.72円)	1ヶ月 (30日の場合)	日額又は1回	
			〔1割負担〕	〔2割負担〕
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120単位	1,286円/月	129円/月	258円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10単位	107円/月	11円/月	22円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5単位	54円/月	6円/月	11円/月
新興感染症等施設療養費 (1日につき)	240単位	12,864円/月	1,287円/月	2,573円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100単位	1,072円/月	108円/月	215円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10単位	107円/月	11円/月	22円/月
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します			
業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算します			

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

● 介護職員処遇改善加算について

厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、認知症対応型共同生活介護サービス費の単位数の1000分の186に相当する単位数 又は 1000分の178に相当する単位数 又は 1000分の155に相当する単位数 又は 100分の125 に相当する単位数 を所定単位数に加算します。

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

● 身体拘束廃止未実施減算について

緊急時やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果につて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること（運営推進会議の活用可）。身体的拘束等適正化のための指針を整備すること。身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。これらの基準を満たしていないと所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位から減算します。

2. 介護保険給付対象外サービス及び利用料金

	1ヶ月	月途中の入居・退居(日割り計算時)
家賃	月額 60,000円	日額 2,000円
管理費	月額 18,000円	日額 600円
光熱水費	月額 15,300円	日額 510円
食費	日額 1,630円 (朝食220円、昼食・間食780円、夕食630円) 追加食品1品につき230円	
おむつ代	尿パット1枚30円、尿パット(大)1枚50円、 尿パットサラケア1枚50円 テープタイプ1枚110円、パンツタイプ1枚110円	
医療費、各種予防接種	実費	

※その他、日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものについては実費相当額をいただきます。

● サービス利用料金表（認知症対応型共同生活介護費のみの金額であり、その他の加算・利用者個々で異なる加算利用料金・介護職員処遇改善加算等の自己負担額を除いています）

〔1割負担〕		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る自己負担額	日 額	803円	808円	845円	871円	888円	906円
	月 額 (30日の場合)	24,088円	24,217円	25,342円	26,114円	26,629円	27,176円
介護保険対象外利用料	家 賃	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
	管理費	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
	光熱水費	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円
	食 費 (30日の場合)	48,900円	48,900円	48,900円	48,900円	48,900円	48,900円
月額合計(1ヶ月/30日の場合)		166,288円	166,417円	167,542円	168,314円	168,829円	169,376円

〔2割負担〕		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る自己負担額	日 額	1,606円	1,615円	1,690円	1,741円	1,776円	1,812円
	月 額 (30日の場合)	48,176円	48,433円	50,684円	52,228円	53,257円	54,351円
介護保険対象外利用料	家 賃	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
	管理費	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円
	光熱水費	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円	15,300円
	食 費 (30日の場合)	48,900円	48,900円	48,900円	48,900円	48,900円	48,900円
月額合計(1ヶ月/30日の場合)		190,376円	190,633円	192,884円	194,428円	195,457円	196,551円

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

※サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更させていただくことがあります。

※上記利用料金とは別に、前頁下段の表（その他の利用料）に記載のとおり、利用者の方の個別の状況に応じて該当する利用料をいただきます。介護職員処遇改善加算自己負担額も、その他の利用料の額によって変わります。

※利用者が入院又は外泊された場合、家賃は頂きます。

(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書別紙

令和 6 年 4 月 1 日現在

● **当事業所が提供するサービスと利用料金**1. **介護保険給付対象サービス及び利用料金**

以下のサービスは介護保険のサービス利用に係る自己負担額（一割又は二割）に含まれたサービスです。

① 食事提供及び食事介助	当事業所では、利用者の残存能力に応じた役割を持っていただきながら、職員と共同で調理や配膳等を行っています。 食事時間（朝食：8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：18:00～）
② 入浴又は清拭介助	入浴又は清拭を週2回以上行います。
③ 排せつ介助	利用者の自尊心に特に配慮し、心身の状況に応じた声かけや、必要に応じた排せつ後の後片付けを行います。
④ 移動介助	トイレ・居室への誘導、散歩等の介助を行います。
⑤ 機能訓練	利用者が日常生活を送るのに必要な機能の減退防止のための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供します。
⑥ 健康管理	バイタルチェックならびに健康維持のための相談・助言等を行います。（通院対応は原則家族対応です。）
⑦ 行政手続代行	郵便・証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続き等の代行を行います。
⑧ その他自立への支援	利用者の趣味又は嗜好に応じたクラブ活動・レクリエーションを実施します。生活のリズムを考え、食事や洗濯、買い物、園芸等を職員と共同で行い家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるよう配慮します。

● **サービス利用にかかる基本的な利用料(日額)**

〔1割負担〕	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数（単価:10.72円）	777単位	781単位	817単位	841単位	858単位	874単位
(介護予防)短期利用 認知症対応型共同生活介護費	833円	838円	876円	902円	920円	937円

〔2割負担〕	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(介護予防)短期利用 認知症対応型共同生活介護費	1,666円	1,675円	1,752円	1,803円	1,840円	1,874円

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

● その他の利用料(利用者の個別の状況に応じていただく利用料)

	単位数 (単価:10.72円)	日額又は1回	
		{ 1割負担}	{ 2割負担}
認知症行動・心理症状緊急対応加算 〔認知症の行動・心理症状が認められ緊急に短期利用が必要と医師が判断した場合(7日を限度として)〕	200単位	215円/日	429円/日
若年性認知症利用者受入加算 〔65歳未満の方〕	120単位	129円/日	258円/日
サービス提供体制加算(Ⅰイ・Ⅰロ・Ⅱ・Ⅲ) 〔介護福祉士資格を占める割合により加算〕	6単位 又は12単位 又は18単位	7円/日 13円/日 20円/日	13円/日 26円/日 39円/日
医療連携体制加算(Ⅰイ・ロ・ハ)(Ⅱ) 〔事業所の職員又は契約に基づき訪問看護ステーションの看護師を配置〕	57単位 又は47単位 又は37単位 又は5単位	62円/日 51円/日 40円/日 6円/日	123円/日 101円/日 80円/日 11円/日
生活機能向上連携加算 〔リハビリ職員と共同して身体状況等の評価を行った場合1月に1回〕	200単位	215円/月	429円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)	10単位	108円/月	22円/月
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	5単位	11円/月	11円/月
新興感染症等施設療養費 (1日につき)	240単位	1,287円/月	2,573円/月
高齢者虐待防止措置未実施減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算します		
業務継続計画未策定減算	厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算します		
身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の1.0%を減算します。 ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。 ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 ※ 令和7年4月1日から適用。		
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100単位	108円/月	215円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10単位	11円/月	22円/月

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

● 介護職員処遇改善加算について

厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、認知症対応型共同生活介護サービス費の単位数の1000分の186に相当する単位数 又は 1000分の178に相当する単位数 又は 1000分の155に相当する単位数 又は 100分の125 に相当する単位数 を所定単位数に加算します。

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

2. 介護保険給付対象外サービス及び利用料金

家賃	日額 2,000円
管理費	日額 600円
光熱水費	日額 510円
食費	日額 1,630円（朝食220円、昼食・間食780円、夕食630円） 追加食品1品につき230円
おむつ代	尿パット1枚30円、尿パット（大）1枚50円、 尿パットサラケア1枚50円 テープタイプ1枚110円、パンツタイプ1枚110円
医療費、各種予防接種	実費

※その他、日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものについては実費相当額をいただきます。

● サービス利用料金表

（短期利用認知症対応型共同生活介護費の料金）

※サービス提供体制加算・医療連携体制加算やその他利用者個々に異なる加算利用料金・介護職員処遇改善加算等自己負担額を除く

〔1割負担〕4泊5日の場合 【※自宅で朝食を食べ入居し 夕食を食べずに退居した例】

		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る自己負担額	日額	833円	838円	876円	902円	920円	937円
	(4泊5日)	4,165円	4,186円	4,380円	4,508円	4,599円	4,685円
介護保険対象外利用料	家賃	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	管理費	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	光熱水費	2,550円	2,550円	2,550円	2,550円	2,550円	2,550円
	食費	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円
費用合計(4泊5日の場合)		27,015円	27,036円	27,230円	27,358円	27,449円	27,535円

〔2割負担〕4泊5日の場合 【※自宅で朝食を食べ入居し 夕食を食べずに退居した例】

		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る自己負担額	日額	1,666円	1,675円	1,752円	1,803円	1,840円	1,874円
	(4泊5日)	8,330円	8,373円	8,759円	9,016円	9,198円	9,370円
介護保険対象外利用料	家賃	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	管理費	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	光熱水費	2,550円	2,550円	2,550円	2,550円	2,550円	2,550円
	食費	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円	7,300円
費用合計(4泊5日の場合)		31,180円	31,233円	31,609円	31,866円	32,048円	32,220円

※利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

※サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、又は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更させていただくことがあります。

※上記利用料金とは別に、前頁の表（その他の利用料）に記載のとおり、利用者の方の個別の状況に応じて該当する利用料をいただきます。介護職員処遇改善加算自己負担額も、その他の利用料の額によって変わります。